

広島県雇用対策協定

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、広島県知事及び広島労働局長が署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月20日

広島県知事



厚生労働省広島労働局長



(目的)

第1条 この協定は、県民が仕事や暮らしに対して抱く希望をかなえられる『欲張りなライフスタイルの実現』を目指し、地域に密着した産業振興、人づくり、地域づくり等の施策を総合的に推進する広島県と、全国ネットワークを生かして労働市場のセーフティネットを担う厚生労働省広島労働局（以下「広島労働局」という。）が、相互に連携して、女性、若者、高齢者、障害者などあらゆる人材の活躍を促進するとともに、バランスのとれた産業集積など地域の強みを生かした雇用の拡大、人材の育成など産業施策と一体となった雇用対策を推進することを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 広島県及び広島労働局は、前条の目的を達成するため、「女性、若者、高齢者、障害者等の活躍促進」、「産業施策と一体となった人材育成とマッチング」等の具体的な取組及び実施方法等を事業方針として定めるものとする。

2 前項の事業方針の策定及び事業方針に定めた取組の実施状況の把握は、広島県及び広島労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

(要請等)

第3条 広島県知事及び広島労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 広島県知事及び広島労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(情報の共有)

第4条 広島県及び広島労働局は、この協定に基づく雇用対策に関する取組を実施するため必要となる情報を共有することとし、その具体的な範囲を含む管理及び取扱規定については別途定める。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、広島県及び広島労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、広島県及び広島労働局が協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。